八和夢し　八

大和家礼之之八目録

第一　家乃ゑん分のやうな事
第二　初めたる志のいまし免のる
第三　子并婦ゝる志新に祝せる事
第四　子并婦ゝる志父母男姑へ毎日勤む
第五　父母乃命をとうるふる事
第六　子ハ父母よりたく生るる
第七　父母男姑に病ある時ハ
第八　子乃婦ゝ看病とてゝ泊る時の事
第九　男女内外乃差別の事
第十　子乃そだてやうの事

第十一　男女たがひに毎日つとめの事
第十二　家内和睦ぐるぐるの婦人なると生まるる
第十三　婦人は三姫乃乃あるべき事
第十四　女子の驚ぬ事なかれ
第十五　婦人よりの玄関三の玄ぐる汗出るる
第十六　あるとれきしむ不陽恵とりくすする事
第十七　書物の巻の外事
第十八　相見乃礼乃事
第十九　姫君くく事
第二十　名指くく事
第二十一　年ごろ言乃事

第二十二　恵道の礼乃事
第二十三　毒釋乃礼の事
第二十四　道塗の礼の事
第二十五　結石の礼乃事
第二十六　盃信乃席の事
第二十七　献酬の礼乃事
第二十八　労銭乃礼の事
第二十九　巻の帯の礼の事
第三十　献遺の礼乃事

司馬温公家礼儀式

第一　家乃主人乃事

一、家乃主人乃子乃事。

一、毎日一家乃主人乃子乃事。先祖乃霊を
拝奉り。さて。そなへ乃物乃織とあ
らびよ乃事乃ものとを。そなへて。そなへの事終
てゞひ。毎日の用事を。行て。そなへの物
もちゐやういまし。免。残賞とむさとはたらや
ひ乃ものやうよ年中乃知へ乃収納とはたらり
へ用乃多招とをうくひ。を乃見上乃為ゞ
ゝト丈衣招合乃物ふとゝの。ゝびよ者ゝ

を取まきもとをとりあつまる紙袖よりつけてみふ
なぐらくふたらぐひてとゆをとけしめ先ぞうよりはる
えをとぶをぞどり紙やや先おりつけうひわまんや
うふしてをたらくるふ袖裏をしておうしひを
尖鋭あり鋭。わるひハとひけざるふへ用のまま
とゆるあるべきなり

第二　初めあるものゆ先代事

一先初めなるものは大事ゆふうべ袖ごと
ふまきんをふまきるぞ家乃ものへふを
ものもるふものよりひげ。ゆ初をうけくな
すへきなり

第三　子并婦くゆ初をせざるの

一ものをへ乃ものもるものもるひハ婦くるものもしく
り袖裏作袖とたくゆふまわるべくべ。
あるべきなり田畑高貴乃西蜀
をもくくを父母男姑よりしし我へ用のあるゆ
ものはこひけくうひくうよへふゆとかゆ
とくすべくるふ也

第四　子并婦くるものを父母男姑へ毎日勤のゆ

一ものをへまの父母ようへ婦乃男姑よりくるゆ。
我乃ゆくるものよりをそぞ。とわくひとをくぞ。
かくらををづくゆ。蜀をゆひ衣裾ををゆをを

なの時なり父母男姑乃寝るうりもくがる
まもあるこうとうぐひとゝ元父母男姑のあさこ
まつてこゝはまものあでとまつてをよりは絵
心なぐとまつてをてこゝはれくゝの用事に
と免くく婦一約倉時よりてこのこゝの料理を
たぐひうらへまつてせ父母男姑らとをりた
まつてこゝ婦ちうぞうて儀よりとり男女別
乃ぎりよ居くく年乃長幼うちうぐひこゝと宣
め食和ひ出もはあでやうよりへ幼ものうちん
父別乃ぎりよ居くくこれをを年の長幼うり
ちうぐひはこゝいたり女はぎりよ居ちは俗父食

ちにもおかしまはよりて父母男姑寝
んとをる時父母男姑乃寝屋乃戸出
づまりくちりぞさつもよりはうりうりそ父
母男姑乃ちうふはりてぐらとやりく
うしゝ仰まふくもいひつあたまれこゝはもう
と会をへてはと免ものをはとひけゝ入ます
とをるふを氣とうしさげてをりとやりうこゝ父母
男姑起居出入よりけくゝ氣とつけち接して。
父母男姑乃ちうふくおうひいつぐれとをを
くるのとをるもおうひいやうゆーさよりて人
とうぐまあうぐゝ父母男姑をこうゆを

いつくしんでおそだてとあるは、いやしきものもまかさぬ

第五　父母の命とうとぶまつ

一とうとき子たるものは、父母の命をうけたまはりて、ものもまをすとき、てすさやうにこれをとりあつかひ、ものをいふとき、ことばをつくろひ、子細わるくばかりなることをやうにしてこまやかにしたがひ、父母をうけたまはりてそのまゝそのまゝにしたがひ、ものをいふとき、ことばをつくろひ、子細わるくばかりなることをやうにしてこまやかにしたがひ、父母をうけたまはりて

まゐらせそこなひ父母の怒りを世ふさがるをんなの
ばつをうけさせんく父母いかりうらみて打
擲しこまらせそこなひずこしとめくこうむる事
なり父やまひとなれば者をつくさせ
又兄弟の子弟をふるのいたしかたなきこと
分をあらためたこと男をとたのみで父兄親族より
おこるふまあるべからざる也
又兄弟のよろこぶものはあらざれば
なり時にうらめしたいんしぶんのあるべきを
虐多人へ入へからざるひ書後に生書後ふ
きこれい虐るるのうらみなるべしつるの出へり

ひげのきざをうしまるを升酒をとべからざるふるまひ
をとふをとを虐るるもあるいとべからざるかたる
うつるく父のあるうるまはあるべからざる
ことをべうしべ

第七　父母男姑病ふ付のまま

一とうそ父母男姑やまひあるを付婦しうる義
あるけまいうとうるまをべ間多をとりを医
合物をとりあるふるべ間をもうるをとしてまい
らしをやうのあるべ入りるをたりつまをわるべ
姑家をとるをべ能のまをやんをとうそひをを
うり男をとむりへ家方の結合をせんをし病年

金をかしとりては、平生乃ぞくとなる也
又主乃父母よりつかふるものゝ子なりとも父母乃恵をかこ
うるとばかりをもしらず父母乃やまひをこゝろをば
うれとうやまひ養うてこゝろ和ふと
べからずいとけなくして父母をたのみまゐ先
又主乃父母よりつかふるものゝ子なりとも耳目をうこゞ先
てもろぐ〳〵ふたがりてこゝろとやうくやう
て寝ふかくこゝろとやうくやう。飲食をもつくや
あるまゝ。ぞけるものゝ長りつゝぞものく
ゝけをこうつかふもみかわれしまし
第八　子の婦孝行の事

一とうて婦ゝうふものゝ数ふ多なりとも。ふりふ。に
ゝをとてゞり。父母よりはたうまやうをとくをと
ぞふるとゝきこゞふるとゝれいまりぞまりてをこう
ハ離別すべし。おの離してをこうぐる時
いつゝぐべしぞはを妻乃ふ乳と入り
う入をこう時に離ふもゞ。父母の氣
とゝふん父母乃恵をこうとゝ書をとゝ
まゝで吏物の乃をとて。一代離別する
あるべゝをこうる也

第九　男貴外の者乃事

一ときそこばくとつくらふよ関かをわらひ門戸を閉
固めて閉井とそこまぐ湯屋雪隠とかりて
生り男ハかの乃事とたと先ハ関乃事とそ
うひ男子ろ子ハ女ろけ八関ろよわらび
婦人へろ子ハ女ろけ八関ろもつぞと男ま
ハ事りよりしびとりびと婦人へ有りて関
ろとあるかは面とあるかハ下紙乃男ろひと
男ろあるひハ女の雑巾なぐせあるて
きよあるびてハ御金ハ関ろへ入らびろあて
ぬ用事ありく入ハ婦人へ手をとりよまぐこき
ろハ袖りて面とあるかハ下紙乃女有るけまバ

関ろとあるとハ面とあるに八面とれ
りかまり初さのとそを行ぐまま也下のあ
しを祈乃ハ関かかつひなどとうむよ
ろかハりとを言とを言ろ手あるびよ料理の日ま
なぐへハ入らびとうそ行ろきのハ毎日朝夕
ろ子のへ見舞ぐ出ぬるとを紙ろ紙ろ
ろ者ろぐろかハ家ろを立べ金ハ手ろそ当
ろりあるとれハ馬ろをりろ礼をなぐ。
又ろ金ハりて婿乃礼をろかろれハ立て扶
りろまりろかぐにすへ外孫の礼をろかろ
きハ立ぐろけくよかんとうま

第十　子のそだてやうの事

一子まれなく乳母をとりむすめはぢき乳母の人
くち入のうきさのとえゝぬゝ乳母ようぐさら
とれハぢきに角の紙はだのこまくのこのこのこ
そぐつまの紙はまで乳母りぶくあくま
ふりのぜぜやうあく食をとれハ太のまふ
ハとりぢぢまはゆうどをを
色やうあくものくれハ人のをとりびぢハ父母
えをぬのやまひとををゝ色やくをを
くとれハるをのをとやまをとをゆ
色しるぢ昇ぢ細のりけををぐらけはぢよ

色をとりくををゆゝ。六案よなりとれ数雲
名と方角ぬをとをゝ（男子ハをとりをを女
子ハおを意の女子細ををゆゝ。七案みて
ハ男子女子ぬゝ席をぢぢぬゝ席をぢぢぬゝ
食くりぢ。男女先をぢぢ先て客縁論紙とを海
すゝ。七案ををとを孫をとをぢぢハをやく
寝くををくぬをを食くりぢ。八案みて
ハ門をお入ぢハ席をりつをくを食ををとれ
らぢををぬのつぎふぬるゝゝ。九同解紙の作
をとをゝゆゝ。男子をハは尚書をとを海せ女子
ハ関家をとををとゝぢぢ。九案みて男子をハ

秋のくひよ史紀の新とうゝ免。縁起と
て後理とさく勢。女子ろう八編終序終列女
伝ゆゑとゝ義おゝまし乃後理をさくしゝ
家ゆて男子八後ゆゝやうて師匠とゝる。
稽經礼記とゝ海を師匠ゝゝ子れた免ゝゆ史学
乃ゝとゝ義きゝ志めゝゝれゝとゝ伝ゝ子孟子番
子楊子なゝとゝうゝゝゝゝ学書をゝ見ゝゝ
ゝゝ。ゝゝゝゝゝゝむ書紀ゝ一部乃ゝゝゝゝ
約束のゝゝゝとゝゝゝゝゝゝ免。天満の乃ゝゝ
重賢乃書ゝゝあゝゝゝと師匠ゝれをゝゝ免。
ゝゝゝゝ見せゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ後

書ゝ見ゝゝゝ大ゝゝゝ後理ゝ海ゝゝゝゝゝゝ
を学ゝゝゝゝ女子ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
やゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
并ゝ料理ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝ

第十一　男女たゝ人番勤のまゝ

一関白殿の御方に女房のうくとれ
たるをうらとりぶり。髪をゆひ。水をつゝひ。衣
服して。廊をとおりて。庭をいたりてむきの方にさ掃
除して。紙の料をこゝに庭をとゝさ。女は関白殿を
掃く。掃き手早のうぐひすを。鶯ぞ
ものとつ。掃く。主人乃おくるを。主人主婦れ
きたまゝとゝ。庭をあげ。婦をあ。こゝの
くうり作りくれ。きのうちをとゝ。
乃母をとゝてまつ。せ。婦あるふとゝさ。衣装
はをぞあるひろびろぐとぬひ。主人のと

きたあるとゝ。ぬひ。あるよあるとゝ
きとゝ。庭をとり。婦をあ。ゝ。寝させ。屋の
うちは関白殿の御方に主人乃家りよりさぐ
ひく結髪とゝ。
又云女の傍ぞ。我ちと手ゆうりのとあ
るひは婦。とゝびあるむはゆゝとゝて。中とよ
ゆとゝ。傍ぞまあくゝひまある所は主婦毎
うわとゝ。ゝうりはまゝ。むよやまざうとゝさは
打掃。ゝ。ゝ。ゝのとゝうりのゝ。二人はや
先ゝを一人やまざうとゝさはゝ。ゝまあのゝ
はべゝ

又云ふ所ことの人(ひと)伝わりて作りもの精
をつぐことのことばを給ふ接待をとかゝ
らず常(つね)以下家内乃ものとくさづくもの
こそ(つぐ)ものつゝしりわざむきそ人よそむき
我をそおろひねをとしおるひ人の威
勢をかりて指揮をとりよをつゞろまず
のことばをひねをつくさあり
又云女子乃ものを人年ふるやくたけくいとは
とりねのことばひまをやつもくまをしあ
ものやくるのことばを人より強りつけくを
らせ所をたくさんとひ親類の中

と強(ごうん)するのことばとおるひ人をと
をわるひ人扶持なる人おるひ逆(ぎゃく)をあ
ふものをはみるをひあをつくさあり
廿二　家内(かない)和睦(わぼく)の事
一　柳用仲塗(りうようちうとう)ことの人のつるハ我先祖の家をお
こしたる者(もの)なり家業(かぎう)あり朝日夕
みるみは子弟(してい)婦女(ふじょ)堂(どう)ふちく礼をを
しねしたりくをとあげ面をたまて我を
者の刑戒(けいかい)とをくふ所(ところ)をいまし先をしてい
つ人家乃元祖元来ふ義ふわるをちつれ
したゞ婦をとめりくを内人作人と夫婦よるを

ちうこのつぼ男をうつけものとうやん。
まづことをうしひぢびよそうつまあひく偏か
ふんとりつぢつくしてぞ弟と不
わよかし。家をとうら絵をおれ歌のやう
うたうまいぢみぬめかう婦人のもとをまかり。
みちこれ別家なるものをあるへくれを。
婦人よ面どいきれわるものいなくかし。めかぢ
ふのまわりやこをぢ婦はことをやて。
つぢきつくしをくれて一ちをあるそいぢを
ちうも家のまとうをこぢ。ちかうして柳家
ぐ家。いまにつくふくしを歌をぢ。ぐ絵をを

ふくをとかうくしをつ
第十三　婦人よ絵乃道あるまを
一孔子乃ちまへふぢ婦人ハ一生ようもせふるのふ
ふゆて。我まくにをまるまをまを。こ絵のをあ
つを。家よおをくをは。父よをくぢへよゆくを
ををうをぢへ。ぢ人ぢをを。
ちも自由ふをゆ。ぢ義ををくを
も国つをふのまを。ぢををくをを。ぢ絵
ふひををのまををくをを。ぢをを。この
人ハ国つのをうて日ををう。新乃妻あ
ふをを一ふをも。ふをを人ハををををゆまを

あり。給のんのまくらかたまるをんよりて
りうとしてもをこたんのうるんとうくんてくけての
らふをこをしいひうつにをーを乃うらも庵
うあくあそびをーまは家のうらとても婦
とうしてゆくをーかるをけくをあまはを婦人
乃徳ををふいをんれるうくをまってを

第十四　ゆよみうのめくをぬをふあうくを

一　雲遊をうをふ乃をとをばを駕らをーを倫のをーを
くうをふ乃をとをばめくをくをーをーを行うあくをふ
をふ乃をとはめくをーをーを代くあくをやまひあうを
ちのをとをばめくをーをーを父うをとをて年くうけを

ふをとはめくをーをーを儀をのをふ或人乃い
（ふ）。父をとをふををををめくをあをんはをふ
きひをあいをををををををとををををとをを
儒をくれをくをーをーをををとをを
義をいをくを先儒を民をを人乃ををくをんをの
無乃をくをくをををいめくをくをくをくをーをを
あり。大藩は藩をめくをーをーを大藩より藩を
をくをの大をふ四道のくをくををををををあり。
をの世乃徒武をふ乃世をくをーをーををを。
をんをーをのくをのををををををををををを
乃をくをいのくをふ四家の世をを乃をくを

あるべきさうこうのこと

第十四　婦人のもちの法并ちゝの法并産

あるべきこと

一婦人ときにちゝの法あり。一には父母よりうつるふたつにはまことにいたりて温和なるとばにぞ。三には産のときにはまづ水をもつてあらひきよめ。四には産のときにはぞうりんをもつてとりかとばをとり。五には産のときにはとりかとばをとりてくみはぶるべきことは世俗の絶ふゆゑ。六にはもつてくみはぶるべきことは世俗の絶ふゆゑ。

三つの義理をもつてさがるべきことなり。世つぎのもとゐのまつりをつかうまつるべきこと。八には乃義理をもつてよりてのちはまつりをつかうまつるべきことは。ひとりのちゝはつぎよりうつるべきこと。

ざる法あり。一にはめとられい婦の父兄をもつてのちはまつりをつかうまつるべきこと。二には父兄をもつてのちはまつりをつかうまつるべきこと。三には男性のうちにて

第十五　家を行ふこと

一源氏長者とゝ[illegible]の家を相ぐこと五代のなり。え
ん[illegible]で家をゝ[illegible]ぬるとなり。少将の代[illegible]の
代より乃ち[illegible]の速とか名ゝまてり。唐の代
麟速も中小弓家らゝふみじ奉ゝ[illegible]
の和とまつりは和まつ[illegible]源氏の家ゝ源
をなされ[illegible]て代ゝ新れわたるまつ[illegible]
わとこひ[illegible]ゝ[illegible]とちつく恵の家と
百わまる書てこれとてまつ[illegible]て後の親
族ゝわたるも早初なるものゝ[illegible]の氏
衣食ゝ下釈ゝ[illegible]ゝ[illegible]長
ものは早初のゝ[illegible]ゝのなる

とゝ[illegible]ひよつとゝ[illegible]ひとゝ[illegible]
ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]

第十七　家内仕事

一号者　己まさこ中家ゝ[illegible]ものとゝ父の女
年ゝ云服の親新の父同家代ものゝ父後の孫
ゝものゝ[illegible]長ゝ[illegible]十歳ゝ[illegible]
の[illegible]ゝ兄同家の[illegible]
ゝ[illegible]十家ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
とば年間ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
ゝ。少ゝ[illegible]十歳[illegible]

幼名とのまうすこと二十余年ゆゑ下ろうちんとゝ

第十八　相見礼の事

一礼見　礼乃ゆゑこゝろは出家白

羽日ナルヲ乃礼とゝ。ゆゑ稚乃とゝハ久しくを

わるく海ゆゑ付ゆゑ乃家ゑ。ゆゑんとすゝゝ

久年とゝ。一月ゆゑ乃ゆゑ。びゆゑ乃ゆゑ

ゆゑて乃ゆゑ。こゝゆゑ祝ゑとゝは乃ゆゑ賀

事わるく乃家とゝ乃礼とゝ。ひゝ

人のゝ人ゝ乃ゆゑ事わるゝ付ゆゑ乃家とゝは

祖父ゆゑ乃ゆゑとゝ。ゆゑ乃家とゝ。礼乃ゆ

外ゝゆゑ乃ゆゑ一ゆゑ候同とゝは人ゝくわるゝ

ゆゑひゝ家の方乃家とゝ。ゆゑ宮殿とゝ。

わるひゝ祈祷事。ゆゑひゝ拍とゝゆゑひゝ

祈ゆゑ事わるゝ乃家とゝ。こゝゆゑは白事

とゝは行ゆゑ乃ゆゑ供奉とゝけくゝそのゝを功

ゆゑ乃ゆゑとゝ。ゆゑ供奉とゝハ政務ゑん

事。ゆゑハ書籍乃ゆゑ。きゝハんゝ。ゆゑ事とゝ

乃ゆゑ。ゆゑ。ゆゑ。ゆゑ。ゆゑ。ゆゑ。ゆゑ。ゆゑ

出ゆゑとゝ。ゆゑ。ゆゑ。ゆゑ。ゆゑ。ゆゑ。ゆゑ。ゆゑ

ゆゑ。ゆゑ。ゆゑ。ゆゑ。ゆゑ。ゆゑ。ゆゑ。ゆゑ

第十九　徒然の事

一ゆゑ幼ゆゑ。ゆゑ長の方ハ。礼乃ゆゑ稚乃家

なべて礼みな衣冠にして名字をば自分名
をの門にてこそぞあれ礼をするあり。薄色の
礼もあるべしいと冠にしてあるひは名乃紙と
名字をとりてとて摂礼とはいとあり名紙を
書て次乃陪にあり乃名にてあり。また長ちかの子の
八ちかの子の子に少の自分とてけく礼はあるべ
し八歳首尾未ごとにそれ名帖とはをて
子弟とやつてそれとてしてわるひはみなそて
も敬をへさすあるへいそれ多分にそれ時よ
りそへてぞそれの子の子に少の自分をとるは
いとれを歳首尾未よりそれ名帖と書て自分

ゆえて礼をとべし。そのかの紙の名乃ばかりを
名帖とりて多分子弟をやつてそれといそをそへを
時ふるを自分にてしてそれとてそれ名乃
紙にてそれ人にはそれの名帖
はとなり。○新礼はたゞひとおはをすべ
浮よへらを行てこのあるあとをはあるひ弟
とやつてあるひ人とやあるべし。先礼をそれ
うにべを時ふるてそれ病ふまわるへ人とを
をけとへしあるひ礼よりは時ふるてた
面大事ふるとあるひ礼をそれ方あり人とやるて
礼をまふるとをそれ方をあるを

第二十　名帖書新作事

一名紙　紙の名はいろいろ多くあれども
白紙帋と一幅宮方ばかりにて。こうしゃう位姓名
おのおの書つけ。杉原とも。位姓とあるひは傷
生宮生卿生と申。毎日とあるひは紙数
をぐ書あり。名帖。紙数をらてこれとも切
紙一をぐりにくしてこうしゃう書あるとあるひは
紙とあるひは奉とこうしゃう書あり。
あるひは姓名のうへ者殿と書あり
ひは名とを書あり。世礼り紙とも
切紙に名と書て杉原書也

第二十一　進上記　節の事
見参長　つねのごとくうへとうとうとう

とれば、つゝまわるゝおゝとゝに揖してうちへ
入て、端にゆきて、ゝれば、階下にゝたるものゝ
家礼、ゝれにして乃舞をゝこなふ。
ゝゝ。○見参ゝ　おゝゝゝ下ゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
て馬ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝ

とられいとをかけてむすびてぶらりとさがるを
しゐるかうとかうとれば長くなるほのをたれ
てゐるをれば大門のかまで長くなりぶるを揖
をかけられいとをぶらりとさがるをひもりく
とれ門りへとを也○鎧者 鎧角をゆるく金冠
とをとをへ紙乃もの者く金りを入れてとを
人庭まで者むりひくりへるを也ぶりへるを時い
るりの長をとをろまで長るべしとをとをむりへ
ば中高ばへ長くとれいを人さるへをりへる時
いろをとりを者ゆ

第十三 神楽の礼の事

一見参の長 礼人ハ笏を揖をして揖見
ハ廿者一引りをもゆりて紙をもゆりて
ゐをんまをとをりを長をゆりてのりを長をべし
ゐりゆりをぬををきハ者をしてゐをんをり
とをりをゆりをとをれハ者ををしゆりをぬ時ハ
揖をしてをりをべしををわりを者をとりて時を
神楽をとをして揖をして者をへし○見参録を礼
すりをれハ者をし○鼓を礼ハ揖をりれて
○見人廿者 礼人ハ笏を揖をして時ハ
者を長る梓をべしを鼓をりを人さるを者ハ
笏神楽をとをへし○音長 長を乃をの紙を

あはひぎ海づさてたもとべしかりのぐみ出ふは
ひぎ海づさたもとけ紅ふ乃まふなどに蓋ものし
ふるる出長ちよわひと徳と立分たるとに
紅ちサ出まるあちんまとふぶる出ゆるも
ちちは立くくれとけ出ゆちもとれいひぎ
まづさてこれとたもとべたもくは縁へち
てあるひちとちりちまてくいるふ也

第廿三　乃餘くく礼乃事

一遇三る長一　とりそ出ちよ乃ふ立ぐひと焼も
ふいぐいちもちんで撫もべる出ものとひう
事たまりぐあるへいりぐふくいたはの乃ちらくう

ちくくる出乃ちぐふ何よ撫てゆくりある
ひはたぐひちるにのるもくぐる出ふわふくれはいき
へかくまもべしかりくくふあくれはい馬ちり切りく
乃のちりふ立出ちれはるとの乃ちく
りふ立くく撫し出ちるふくれよ切べしる
との出徒切りてる出馬よの出ちるくれる
かくれちべしかりくまふくれはいちちく景
たまくとりべしりちの出ちるりて出る出焼切
ちりる何はくくちまて下馬とてるのおりる
撫もべしりく稜ざるもちのしりる出出ちくくる
てるるかのりべしりちりりて出る長ちわるり

はなはだしいとことをはらひて薄ちとべきなり○過歌者
たゞひとりなるものゝ
揮してとをるよ。ひとりの者流行よりてうくれさ
られあとゝはるもとりく揮しるものゝとき
うるにのるべし。過歌者たゞひとり馬うく
ゆきうのはかのあとゝきゆきくれたるゝ時は揮
してうるべし。あるひはちんとすることをの薄
すべし。此者往ものゝ
つまて揮ちべし。初ちふはちうべし
廿伏文 稽古うれの事
一稽古者長ものを振意よ稽古とる時は自分

りくなどのなどとひて面白ゝ
とうくに同ものとはゝれとべしもうの無用
と辞する時はやむべし。同ものゝとはいまの自の名
くを弟をもひとるやうの地ものを未る時は地色
してあひとうくもゝ。ものゝ晩あるひは自分行く
此のはは入ゝべ者のうきうをとべし。他のものとよ
撥とゝさるものを無合をてうべしうべし。石歌和
歌ものとうべるは書物をやうもてゝものの自人を
とやるべし。此ものの長ものゝ時ものゝ
大勢ある時は同ものゝ
ものゝ行ゝべ。ゝべ者て同ものを
ものゝ行ゝてゝものゝ事の礼をとべし。又

ゆる日はゆるゆる礼をのべ主人亜て礼ハ亜用と
ともにゆるゆる礼ハ弟子をやるとて礼をとゝへ○勤誦
ゆるゆるゆるゆるゆるゆるゆるゆるゆるゆるゆるゆるゆるゆるゆるゆる

廣を落り卓子の上に乗せ
を又廣をとりごうを卓子の
梅の上に乗せとりくもちぐとしたる稚仙
とりぐ〻の上へすぐおりて卓子のうへ
自然酒注をとりて酒を盃に
のよわ〻し。盃をとりてとりくに
れをうけて卓子の
再盃し。家来もむりくあれ
とりあへむひとりぐ〻をつぎて。
地へうけてまつりの
つくに盤をうよさげ。主人
盃をとりて酒を
盃へ

酒宴とり酒とて。ぜんの家にて。[illegible]
ぜ。[illegible]宴とて。[illegible]
[illegible]。とのゝ席のあるに。[illegible]人。[illegible]
[illegible]。[illegible]。[illegible]
[illegible]。[illegible]。[illegible]
[illegible]。[illegible]

かへるべし。ゑうそうの馬とりぢやうにんとりて
遣るものゝ心をもつて馬の上にてそこなひそこなの
つぼをかさつて小ぶくに揃をぢやうの銭をあつて
ちやうりて揃し昔ゆうとくとひはりくむ人ゑうの
うちに人形をかへとつてぶ色しかぶる袴をかしたい
ろ年のゆあるひいさいぢらおるひをくれて色
ゑうちうちに先くよりあ色うしぶをはりあくぶちも
むへんど。儀の色ゑるを揃へ引ときいせ名初をを
きとと色るべし。一里ゆをちぢに銭をちいせ宝うり
すきぢに色ちを先合はの程ゆりくををとあつ
へきまゆり色ゑるとをたぢひゑ色揃するの

たぢ先のとし。酒ゆどをとさせる時ゆのむべし。酒
ゆきはねしれりくるものをすうちをぐ
ひめべし。稼ゆとをるを時ゆをを色て自色り
てやうくをるゆ時ゆをるべし

弁廿九　慶弔　吉事ある時ハ祝儀とつべしゆめん
慶賀　吉事ある時ハ祝儀とつべしゆめん
ゆうしゆをとをを弁ゆをゆうをすべ
し。賀礼ハ賀儀とつべしたる物をやるをを
ゆゑ人のをゆるひうすべし。とをを送れりハ祝
物ゆるをゆり。弔慰　喪葬　水火の難ゆ

弔喪此事ハ喪礼の篇ニ見えたり

中二年　獻遺の礼事

一獻ニ三ツ　ある長乃まへ　獻もろ付ハ貝盃をして

然すべし。稚子ハ盃を受なをすべしいやしべし

○さ二献ニ三ツ　書筆ハ長ハ稚義

もろ付ハやむべし。○さ三献ニ三ツ　ハいやしとして

やうもぬるしハ切事ハ　みくやるべきなり

寛文七年　丁未　嘉春吉辰　都筆　氏敬

寺町通和泉式部前

大和田九左衛門開板